



熊本県公報

第13342号
令和6年(2024年)
6月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○八代港公有水面埋立てに係る要領の告示及び縦覧……………	(港湾課) 1
○熊本県次期人事・給与等システム構築業務に係る一般競争入 札の参加資格等……………	(人事課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(〃) 3
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村計画課) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(農地・担い手支援課) 3
○熊本県次期人事・給与等システム構築業務に係る一般競争入 札の実施……………	(人事課) 4
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画課) 7
○土地改良区の定款変更の認可……………	(〃) 7
○熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場 事業)の業務状況の公表……………	(環境立県推進課) 7
○土地改良区の役員の選任等……………	(農村計画課) 18
登 載 依 頼	
○熊本県道路交通規則の一部改正……………	(警察本部交通規制課) 18
○微細資料高感度分析システムの保守を含む賃貸借に係る一般 競争入札の参加資格等……………	(警察本部科学捜査研究所) 19
○微細資料高感度分析システムの保守を含む賃貸借に係る一般 競争入札の実施……………	(〃) 20

告 示

熊本県告示第618号

昭和62年(1987年)1月27日付け熊本県指令港第20号及び熊本県指令河第79号で承認した八代港公有水面埋立てについて、埋立地用途変更承認申請書が提出されたので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和6年(2024年)6月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 出願者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
代表者 国土交通省九州地方整備局長 森戸義貴
- 埋立区域
 - 位置
変更なし
 - 区域
変更なし
 - 面積
変更なし
- 埋立てに関する工事の施行区域
 - 位置
変更なし
 - 区域
変更なし
 - 面積
変更なし

- 4 埋立地の用途
(変更前)
公園緑地用地 約37.6ヘクタール
都市機能用地 約3.2ヘクタール
道路用地 約3.0ヘクタール
(変更後)
製造業用地 約19.4ヘクタール
公園緑地用地 約18.7ヘクタール
都市機能用地 約3.2ヘクタール
道路用地 約2.5ヘクタール
- 5 出願年月日
令和6年(2024年)5月30日
- 6 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県県南広域本部土木部維持管理課、熊本県八代港管理事務所及び八代市経済文化交流部港湾・クルーズ振興課

熊本県告示第619号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和6年(2024年)6月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県次期人事・給与等システム構築業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)7月2日(火)午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第620号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和6年(2024年)6月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

株式会社風雅	ヘルパーステー ション 風雅 うき支店	宇城市不知火町 御領458-7 B号棟	令和6年 (2024 年)6月1 9日	訪問介護
--------	---------------------------	---------------------------	------------------------------	------

公 告

熊本県公告第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字壺町田9番1
1,198.89平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区新町四丁目4番45号
アラキ不動産管理株式会社

熊本県公告第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字島田字蔵野414番7、同417番1及び水路の一部
375.13平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町25番1号302号
安部 郁

熊本県公告第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営御岳地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
県営御岳地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年（2024年）6月26日から令和6年（2024年）7月24日まで
- 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第400号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人おこば	人吉市	人吉市大畑麓町字舟ノ鼻3148番1ほか8筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市上原田町字菖蒲字内布道上1227番ほか5筆

- 認可年月日

令和6年(2024年)6月13日

熊本県公告第401号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)6月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項**(1) 業務の種類**

熊本県次期人事・給与等システム構築業務

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県総務部人事課人給システム班(熊本県庁行政棟本館4階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2873

ファックス番号 096-382-5687

(3) 業務の内容

熊本県次期人事・給与等システム構築調達仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)9月30日まで

(5) 履行場所

熊本県が指定する場所

(6) 入札方法

総合評価一般競争入札による。

(7) 入札方式

この入札は、紙入札案件である。

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。**(10) 最低制限価格の設定**

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和6年(2024年)7月2日(火)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。**(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の**

- 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様書を満たすことを証する書類及び添付書類
- (2) 提出方法
(1) ア及びイに掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和6年（2024年）7月24日（水）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）7月10日（水）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）8月5日（月）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 日時 令和6年（2024年）8月5日（月）午前10時
イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局
ウ 入札書及び技術提案書の提出方法
入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年（2024年）8月2日（金）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとし、みなす。
- (6) 入札の無効
次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)の入札期間内とする。
1(2)の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

- 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 技術提案書の評価
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者の技術提案書の評価を令和6年（2024年）8月21日（水）に行う。
また、同日に「熊本県次期人事・給与等システム構築業務委託プレゼンテーション及びデモンストレーション実施要領」により、技術提案書の提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。
なお、予定価格の制限の範囲を超える価格をもって入札を行った者の技術提案書の評価及び提案内容についてのプレゼンテーションは行わない。
- 6 落札者の決定方法
- (1) 落札者決定基準
落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。
- (2) 落札者の決定方法
ア (1) で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、総合評価点が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。
イ アに該当する者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。また、技術点の最も高い者が2者以上あるときは、技術提案書評価基準表の項目（1）及び（4）の合計点が高い者を優先する。以上をもっても同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
- 7 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3) の申出期限
イ 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局
- 8 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の内容全般（業務内容、仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部人事課人給システム班
電話番号 096-333-2873
ファックス番号 096-382-5687
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 10 Summary
- (1) Name and Content of Consignment

- Next human resource and payroll system construction work in Kumamoto Prefecture
- (2) Date and Place for tender
Date: 10:00 a.m. August 5, 2024
Place: Kumamoto Prefectural Government Department of General Affairs
Personnel Division
(4th Floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Government Department of General Affairs Personnel
Division Human resource and Payroll system team
Kumamoto Prefectural Government
(4th floor of Prefectural Government Main Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone:096-333-2873
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第402号
次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	貝洲地区	平成29年（2017年）9月14日	令和4年（2022年）3月29日	熊本県

熊本県公告第403号
人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長高野和夫から令和6年（2024年）3月29日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年（2024年）6月12日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第404号
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和5年度（2023年度）下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。
令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の令和5年度（2023年度）下半期（令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

本県の電気事業（7水力発電所、最大出力55,600キロワット）については、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく「発電事業」として、九州電力株式会社と電力需給契約を締結し、電力の供給を実施している。

当期の供給電力量は、55,163,892キロワット時で、目標供給電力量52,093,000キロワット時に対し105.9パーセントの達成率となり、料金収入は、1,434,459,285円であった。目標供給電力量に対して供給電力量が増加した主な要因は、市房・緑川発電所において、令和6年2月及び3月の降水量が例年を大きく上回り、流入量が増加したことが挙げられる。

笠振、菊鹿及び緑川第三発電所における契約料金については、基本料金及び従量料金による二部料金制となっている。

市房第一及び市房第二発電所における契約料金については、令和2年度（2020年度）から、緑川第一及び緑川第二発電所については、令和4年（2022年）11月から固定価格買取制度に移行し、発電量に応じた完全従量制となっている。

(1) 電力の供給状況について

当期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

月	区分	水 力 発 電							全発電所計
		市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	菊 鹿	緑川第三	
10	目標(kWh)	2,647,000	538,000	4,755,000	2,787,000	297,000	260,000	130,000	11,414,000
	実績(kWh)	1,370,400	316,116	3,046,620	1,883,376	103,454	0	77,831	6,797,797
	達成率(%)	51.8	58.8	64.1	67.6	34.8	0.0	59.9	59.6
11	目標(kWh)	1,848,000	345,000	2,995,000	1,997,000	170,000	207,000	105,000	7,667,000
	実績(kWh)	872,424	131,370	3,080,220	1,534,896	4,430	149,430	109,840	5,882,610
	達成率(%)	47.2	38.1	102.8	76.9	2.6	72.2	104.6	76.7
12	目標(kWh)	1,569,000	323,000	3,613,000	2,518,000	147,000	189,000	111,000	8,470,000
	実績(kWh)	979,008	168,390	3,345,540	2,010,336	89,791	154,460	79,714	6,827,239
	達成率(%)	62.4	52.1	92.6	79.8	61.1	81.7	71.8	80.6
1	目標(kWh)	1,152,000	266,000	2,859,000	2,109,000	143,000	176,000	105,000	6,810,000
	実績(kWh)	716,952	76,884	2,819,340	1,613,592	79,670	142,174	88,270	5,536,882
	達成率(%)	62.2	28.9	98.6	76.5	55.7	80.8	84.1	81.3
2	目標(kWh)	1,368,000	360,000	3,739,000	1,896,000	227,000	182,000	128,000	7,900,000
	実績(kWh)	2,371,344	604,332	6,101,700	3,004,440	165,151	166,880	127,396	12,541,243
	達成率(%)	173.3	167.9	163.2	158.5	72.8	91.7	99.5	158.7
3	目標(kWh)	1,823,000	578,000	4,262,000	2,396,000	368,000	253,000	152,000	9,832,000
	実績(kWh)	4,563,840	972,804	8,002,320	3,231,624	452,168	216,131	139,234	17,578,121
	達成率(%)	250.3	168.3	187.8	134.9	122.9	85.4	91.6	178.8
計	目標(kWh)	10,407,000	2,410,000	22,223,000	13,703,000	1,352,000	1,267,000	731,000	52,093,000
	実績(kWh)	10,873,968	2,269,896	26,395,740	13,278,264	894,664	829,075	622,285	55,163,892
	達成率(%)	104.5	94.2	118.8	96.9	66.2	65.4	85.1	105.9

- (2) 電力料金について
当期の料金収入は、次のとおりである。
- ア 市房第一、市房第二、緑川第一及び緑川第二発電所
従量料金※ 1, 3 9 4, 3 9 1, 7 0 8 円（消費税及び地方消費税込み）
※各月の電気料金収入は、供給電力量に26.40円／kWhを乗じた額（1円未満切捨て）
- イ 笠振、菊鹿及び緑川第三発電所
基本料金※1 2 9, 3 8 7, 0 0 0 円
従量料金※2 7, 0 3 8, 0 7 2 円
小 計 3 6, 4 2 5, 0 7 2 円
消費税相当額 3, 6 4 2, 5 0 5 円
合 計 4 0, 0 6 7, 5 7 7 円
※1 月額4,896,000円×5(月)+4,907,000円
※2 各月の電気料金収入は、供給電力量に3円／kWhを乗じた額

- (3) 修繕及び改良工事等について
当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

発 電 所 等	工 事 名	工 事 金 額 (円、税込)	工 期
緑川第一 緑川第二 緑川第三	(改良) 緑川発電所照明設備改修 工事他合併	13,735,714	R5.9.8 ～R6.3.18
市房第一 市房第二 笠振	(改良) 市房・笠振発電所照明設 備その他改修工事他合併	9,885,630	R5.10.10 ～R6.3.13

緑川第一	(改良)緑川第一発電所女性更衣室整備等工事	5,698,000	R5.8.7 ～R6.3.11
------	-----------------------	-----------	--------------------

- (4) 職員数について
令和5年度(2023年度)電気事業の職員数は、次のとおりである。
(令和6年(2024年)3月31日現在)(単位:人)

区 分		職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	総務経営課	17	0	1	18
	工 務 課	12	0	0	12
発 電 総 合 管 理 所		19	1	16	36
計		49	1	17	67

- (5) 条例等の制定、改廃について
- | | |
|-------------------|---|
| ＜条 例＞ | |
| ＜ 修 正 ＞ | |
| ＜管理規程＞ | |
| 令和5年(2023年)12月22日 | 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
(熊本県公営企業管理規程第14号) |
| 令和6年(2024年)2月29日 | 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する規程
(熊本県公営企業管理規程第1号) |
| 令和6年(2024年)3月26日 | 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
(熊本県公営企業管理規程第2号) |
| 令和6年(2024年)3月26日 | 熊本県職員記章規程の一部を改正する規程
(熊本県公営企業管理規程第3号) |

- 2 経理の状況
令和5年度（2023年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。
熊本県電気事業合計残高試算表

令和6年（2024年）3月31日

（単位：円）

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	3,971,793,481	3,971,793,481
		営 業 外 収 益	23,992,889	23,992,889
		特 別 利 益		
1,932,532,189	1,932,555,163	営 業 費 用	22,974	
33,935,526	33,935,526	営 業 外 費 用		
		特 別 損 失		
20,506,657,276	20,723,530,670	水 力 発 電 設 備	216,873,394	
	8,241,842	減価償却累計額（水力）	6,949,600,593	6,941,358,751
436,505,131	440,891,521	業 務 設 備	4,386,390	
	1,650,167	減価償却累計額（業務）	216,279,329	214,629,162
40,765,600	41,460,600	建 設 仮 勘 定	695,000	
21,481,293	21,548,491	事 業 外 固 定 資 産	67,198	
	155,000	附 帯 事 業 固 定 資 産	155,000	
197,559,626	238,605,539	無 形 固 定 資 産	41,045,913	
286,753,957	573,423,957	投 資 そ の 他 の 資 産	286,670,000	
3,628,359,878	8,194,895,811	現 金 預 金	4,566,535,933	
464,734,588	815,266,960	未 収 金	350,532,372	
265,554,000	531,108,000	短 期 投 資	265,554,000	
235,107,000	258,266,073	前 払 金	23,159,073	
	68,216,370	雑 流 動 資 産	68,216,370	
	62,436,159	未 払 金	438,794,343	376,358,184
	95,293,943	未 払 費 用	231,467,407	136,173,464
	430,125,701	預 り 金	452,359,425	22,233,724
		資 本 金	5,178,625,311	5,178,625,311
		資 本 剰 余 金	7,016,312	7,016,312
	548,990,421	利 益 剰 余 金	381,240,494	-167,749,927
	759,549,039	企 業 債 （ 固 定 ）	10,090,301,889	9,330,752,850
	26,946,839	退 職 給 付 引 当 金	654,109,058	627,162,219
		特 別 修 繕 引 当 金	361,657,250	361,657,250
	37,056,000	引 当 金 （ 流 動 ）	72,765,000	35,709,000
	587,896,861	企 業 債 （ 流 動 ）	1,347,445,900	759,549,039
	849,125	長 期 前 受 金	623,292,886	622,443,761
391,759,406	392,564,519	長期前受金収益化累計額	805,113	
28,441,705,470	36,825,460,297	合 計	36,825,460,297	28,441,705,470

- 3 令和6年度（2024年度）経営方針
「熊本県企業局経営戦略2020（第5期経営基本計画）」（令和2年（2020年）3月策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
主要発電所のリニューアル工事が、令和4年度（2022年度）にすべて完了し、固定価格買取制度の適用により令和5年度（2023年度）に引き続き、安定的な電力料収入の確保を図る。

また、令和5年度（2023年度）に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。

4 令和6年度（2024年度）予算の概要
令和6年度（2024年度）予算の概要は、次のとおりである。

(1)	収益的収入及び支出	
	事業収益	3, 879, 085, 000円
	（内訳）	
	営業収益	3, 858, 230, 000円
	（うち電力料収入	3, 852, 973, 000円）
	営業外収益	20, 855, 000円
	事業費	3, 118, 727, 000円
	（内訳）	
	営業費用	2, 791, 334, 000円
	営業外費用	287, 393, 000円
	予備費	40, 000, 000円
	差引純利益	760, 358, 000円
(2)	資本的収入及び支出	
	資本的収入	265, 554, 000円
	（内訳）	
	他会計からの返還金	265, 554, 000円
	資本的支出	1, 846, 742, 000円
	（内訳）	
	建設改良費	271, 638, 000円
	企業債償還金	759, 550, 000円
	他会計への繰出金	765, 554, 000円
	予備費	50, 000, 000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の令和5年度（2023年度）下半期（令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

- 1 事業の概況
- 工業用水道事業においては、有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の3つの工業用水道を運営している。
- 有明工業用水道の令和5年度（2023年度）下半期末時点における受水企業数は13社、累計契約水量は2, 702, 361立方メートルで、前年度同期に比べ、14, 767立方メートル減少し、給水能力に対する契約率は43. 6パーセントであった。料金収入（消費税及び地方消費税込み）は110, 881, 213円で、前年度同期の110, 265, 230円に対し、100. 6パーセントとなった。
- 八代工業用水道の令和5年度（2023年度）下半期末時点における受水企業数は23社、累計契約水量は2, 351, 851立方メートルで、前年度同期に比べ、464, 614立方メートル増加し、給水能力に対する契約率は50. 5パーセントであった。料金収入（消費税及び地方消費税込み）は77, 579, 093円で、前年度同期の65, 092, 849円に対し、119. 2パーセントとなった。
- 苓北工業用水道の令和5年度（2023年度）下半期末時点における受水企業数は2社、累計契約水量は1, 291, 980立方メートルで、前年度同期に比べ、7, 060立方メートル増加し、給水能力に対する契約率は98. 1パーセントであった。料金収入（消費税及び地方消費税込み）は63, 625, 895円で、前年度同期の63, 278, 213円に対し、100. 5パーセントとなった。
- なお、有明及び八代工業用水道においては、経営改善策の一環として、令和3年（2021年）4月から20年間、コンセッション（公共施設等運営権）方式により民間事業者が運営を行う官民連携事業を実施している。
- ※コンセッション（公共施設等運営権）方式
- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、民間事業者が長期に安定して施設等の運営・維持管理を行うことで、民間の創意工夫を活用し、効率的かつ効果的に事業を実施する方法。
- (1) 給水の状況について
- 有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の当期各月の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。
- 有明工業用水道
- 給水能力：33, 860m³／日
- 契約水量：14, 767m³／日（令和6年（2024年）3月31日現在）
- 料金：基本使用水量50円／m³、超過使用水量100円／m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	1 3	457,777	19,286,393 [13,244,317]
11	1 3	443,010	18,207,695 [12,527,354]
12	1 3	457,777	18,590,808 [12,804,011]
1	1 3	457,777	18,590,808 [12,804,011]
2	1 3	428,243	17,399,541 [11,983,099]
3	1 3	457,777	18,805,968 [12,940,207]
計		2,702,361	110,881,213 [76,302,999]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額 (内数)

八代工業用水道

給水能力：27,300 m³/日
契約水量：13,797 m³/日 (令和6年(2024年)3月31日現在)
料金：基本使用水量35円/m³、超過使用水量70円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	2 3	320,447	10,936,424 [1,199,467]
11	2 4	348,170	11,429,847 [1,531,035]
12	2 3	427,707	13,948,004 [2,242,927]
1	2 3	427,707	13,612,207 [2,242,927]
2	2 3	400,113	12,861,358 [2,089,906]
3	2 3	427,707	14,791,253 [1,367,767]
計		2,351,851	77,579,093 [10,674,029]

※ [] はコンセッション方式導入に伴う県の収受額 (内数)

苓北工業用水道

給水能力：7,200 m³/日
契約水量：7,060 m³/日 (令和6年(2024年)3月31日現在)
料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	受水企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入(円、消費税及び地方消費税込み)
10	2	218,860	10,778,157
11	2	211,800	10,430,475
12	2	218,860	10,778,157
1	2	218,860	10,778,157
2	2	204,740	10,082,792
3	2	218,860	10,778,157
計		1,291,980	63,625,895

- (2) 修繕及び改良工事等について
当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

事業名	工 事 名	工事金額 (円、税込)	工 期
有 明	該当なし		
八 代	該当なし		
苓 北	該当なし		

- (3) 職員数について
令和5年度(2023年度)工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。
(令和6年(2024年)3月31日現在) (単位：人)

区 分			職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
有明	本庁	総務経営課	2	0	0	2
		工 務 課	1	0	0	1
八代			0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所		2	1	4	7
計			5	1	4	1 0

- (4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >	
< 管 理 規 程 >	
令和5年（2023年）12月22日	熊本県企業局職員就業規程の一部を 改正する規程 （熊本県公営企業管理規程第14号）
令和6年（2024年）2月29日	熊本県行政文書管理規程の一部を改 正する規程 （熊本県公営企業管理規程第1号）
令和6年（2024年）3月26日	熊本県企業局会計規程の一部を改正 する規程 （熊本県公営企業管理規程第2号）
令和6年（2024年）3月26日	熊本県職員記章規程の一部を改正す る規程 （熊本県公営企業管理規程第3号）

2 経理の状況
令和5年度（2023年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

令和6年（2024年）3月31日

（単位：円）

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	628,495,496	628,495,496
		営 業 外 収 益	320,252,051	320,252,051
		特 別 利 益	1,092,000	1,092,000
1,129,457,877	1,129,522,877	営 業 費 用	65,000	
26,495,501	26,495,501	営 業 外 費 用		
153,817	153,817	特 別 損 失		
14,351,534,849	14,684,283,446	工 業 用 水 道 設 備	332,748,597	
301,408,141	301,408,141	建 設 仮 勘 定		
	314,964,046	減 価 償 却 累 計 額	7,357,771,097	7,042,807,051
9,696,877,864	9,986,125,916	無 形 固 定 資 産	289,248,052	
327,369,321	335,118,299	投 資 及 び 基 金	7,748,978	
2,137,587,138	6,542,854,486	現 金 預 金	4,405,267,348	
821,928,862	867,910,735	未 収 金	45,981,873	
	14,863	未 収 収 益	14,863	
9,409,420	9,409,420	貯 蔵 品		
	12,113,300	前 払 金	12,113,300	
	149,307,321	雑 流 動 資 産	149,307,321	
	232,008,492	企 業 債（固 定）	1,975,560,408	1,743,551,916
	300,740,910	他 会 計 借 入 金（固 定）	12,800,945,375	12,500,204,465
	3,300,000	退 職 給 付 引 当 金	98,215,668	94,915,668
	8,350,447	修 繕 準 備 引 当 金	286,707,930	278,357,483
		特 別 修 繕 引 当 金	21,308,000	21,308,000
	184,071,092	未 払 金	1,134,172,952	950,101,860
	20,128,340	未 払 費 用	42,989,200	22,860,860
	103,331,972	預 り 金	104,346,200	1,014,228
	382,273,536	前 受 金	398,844,045	16,570,509
	4,060,000	賞 与 引 当 金	7,810,000	3,750,000
	1,092,000	修 繕 引 当 金	1,092,000	
	756,000	法 定 福 利 費 引 当 金	1,461,000	705,000
		資 本 金	30,000	30,000
		資 本 剰 余 金	348,810,608	348,810,608
		利益剰余金（一欠損金）	-5,324,145,794	-5,324,145,794
	378,146,727	工 事 受 託 金	378,950,045	803,318
	270,853,973	企 業 債（流 動）	502,862,465	232,008,492
	300,740,910	他 会 計 借 入 金（流 動）	601,481,820	300,740,910
	261,777,244	長 期 前 受 金	13,900,892,196	13,639,114,952
4,603,720,724	4,683,696,078	長期前受金収益化累計額	79,975,354	
	646,011,060	運 営 権 者 更 新 投 資	1,228,605,501	582,594,441
33,405,943,514	42,141,020,949	合 計	42,141,020,949	33,405,943,514

- 3 令和6年度（2024年度）経営方針
「熊本県企業局経営基本計画（第5期）」（令和2年度（2020年度）策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
有明及び八代工業用水道については、令和3年（2021年）4月からコンセッション（公共施設等運営権）方式を導入しており、引き続き民間の技術力や経営ノウハウを活かした更新及び維持管理等の実施により、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組んでいく。
- 4 令和6年度（2024年度）予算の概要
令和6年度（2024年度）予算の概要は、次のとおりである。
(1) 収益的収入及び支出
事業収益 1, 194, 274, 000円
（内訳）
営業収益 786, 503, 000円
営業外収益 407, 771, 000円
事業費 1, 231, 784, 000円
（内訳）
営業費用 1, 194, 076, 000円
営業外費用 27, 708, 000円
予備費 10, 000, 000円
差引純損失 37, 510, 000円
(2) 資本的収入及び支出
資本的収入 903, 453, 000円
（内訳）
企業債 263, 000, 000円
長期借入金 158, 780, 000円
短期借入金 265, 554, 000円
工事受託金 54, 807, 000円
補助金 153, 563, 000円
会計内返還金 7, 749, 000円
資本的支出 957, 003, 000円
（内訳）
建設改良費 409, 252, 000円
企業債償還金 232, 010, 000円
長期借入金償還金 35, 187, 000円
短期借入金償還金 265, 554, 000円
予備費 15, 000, 000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の令和5年度（2023年度）下半期（令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

1 事業の概況

有料駐車場事業においては、利用者サービスの向上等を図るため、平成28年度（2016年度）から熊本県営有料駐車場及び第二有料駐車場ともに利用料金制による指定管理者制度（※）に移行し、指定管理者が管理運営を行っている。

当期の熊本県営有料駐車場（安政町）の利用台数は、105, 295台で、前年度同期比108.9パーセントとなった。

また、熊本県営第二有料駐車場（新屋敷）の契約状況累計契約台数は204台で、前年度同期比101.0パーセントとなった。

※利用料金制による指定管理者制度
条例に基づき指定された者が、料金を自らの収入として管理運営を行うこと。

(1) 利用台数について
当期各月の利用台数の状況は、次のとおりである。

月	県営有料駐車場（安政町）			県営第二有料駐車場（新屋敷）		
	利用台数(台)		前年同期比 (%)	利用台数(台)		前年同期比 (%)
	令和5年度	令和4年度		令和5年度	令和4年度	
10	17,422	15,693	111.0	35	33	106.1
11	17,507	16,003	109.4	34	33	103.0
12	18,967	17,690	107.2	34	34	100.0
1	16,796	15,126	111.0	34	34	100.0
2	16,169	14,733	109.7	33	34	97.1
3	18,434	17,461	105.6	34	34	100.0
計	105,295	96,706	108.9	204	202	101.0

- (2) 修繕及び改良工事等について
当期の主な修繕及び改良工事等は、次のとおりである。

工 事 名	工事金額（円、税込）	工 期
（改良）県営有料駐車場管制装置改修工事	32,010,000	R5.10.31 ～R6.3.27

- (3) 職員数について
令和5年度（2023年度）有料駐車場事業の職員数は、次のとおりである。
（令和6年（2024年）3月31日現在）（単位：人）

区 分	職 員	現業職員	会計年度任用職員	計
本庁 総務経営課	1	0	0	1

- (4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

令和5年（2023年）12月22日

令和6年（2024年）2月29日

令和6年（2024年）3月26日

令和6年（2024年）3月26日

熊本県企業局職員就業規程の一部を
改正する規程
（熊本県公営企業管理規程第14号）
熊本県行政文書管理規程の一部を改
正する規程
（熊本県公営企業管理規程第1号）
熊本県企業局会計規程の一部を改正
する規程
（熊本県公営企業管理規程第2号）
熊本県職員記章規程の一部を改正す
る規程
（熊本県公営企業管理規程第3号）

2 経理の状況
令和5年度（2023年度）の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

令和6年（2024年）3月31日 (単位：円)

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	110,871,121	110,871,121
		営 業 外 収 益	1,841,935	1,841,935
27,765,221	27,765,221	営 業 費 用		
5,833	5,833	営 業 外 費 用		
2,158,739,593	2,168,913,633	有 料 駐 車 場 設 備	10,174,040	
	9,665,338	減 価 償 却 累 計 額	747,479,400	737,814,062
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
806,640,572	2,166,397,798	現 金 預 金	1,359,757,226	
28,913,214	54,294,714	未 収 金	25,381,500	
	12,739	未 収 収 益	12,739	
	3,122,663	雑 流 動 資 産	3,122,663	
		企 業 債（固 定）	7,000,000	7,000,000
		退 職 給 付 引 当 金	16,927,293	16,927,293
	350,800	未 払 金	32,943,635	32,592,835
	61,604	未 払 費 用	213,850	152,246
	656,598	預 り 金	1,079,788	423,190
	659,000	賞 与 引 当 金	1,277,000	618,000
	127,000	法 定 福 利 費 引 当 金	247,000	120,000
		資 本 金	1,788,765,757	1,788,765,757
		資 本 剰 余 金	72,800	72,800
	140,193,000	利 益 剰 余 金（－ 欠 損 金）	443,633,500	303,440,500
		長 期 前 受 金	74,590,053	74,590,053
53,017,259	53,017,259	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		
3,075,229,792	4,625,391,300	合 計	4,625,391,300	3,075,229,792

3 令和6年度（2024年度）経営方針
「熊本県企業局経営基本計画（第5期）」（令和2年度（2020年度）策定）に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進を図る。
有料駐車場事業においては、平成28年度（2016年度）から利用料金制による指定管理者制度を導入しており、引き続き民間のノウハウを活かした適切な維持管理と安定的な経営、サービス向上に努める。
また、中心市街地活性化に関する施策への連携・協力による地域への貢献等に取り組むほか、令和5年度（2023年度）に引き続き、県政貢献のため、収益の一部を一般会計へ繰り出す。

4 令和6年度（2024年度）予算の概要
令和6年度（2024年度）予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出	
事業収益	114,176,000円
（内訳）	
営業収益	111,048,000円
営業外収益	3,128,000円
事業費	47,347,000円
（内訳）	
営業費用	39,243,000円
営業外費用	7,104,000円

	予備費	1,000,000円
	差引純利益	66,829,000円
(2)	資本的収入及び支出	
	資本的収入	0円
	資本的支出	50,000,000円
	(内訳)	
	他会計への繰出金	50,000,000円

熊本県公告第405号
熊本市に事務所を置く金峰南麓土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）6月25日

熊本県知事 木 村 敬		
役職名	氏 名	住 所
退任 理事	吉川 昭一	熊本市西区松尾町平山44

登載依頼

熊本県公安委員会規則第15号
熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月25日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3中

一般国道3号	熊本市北区四方寄町字外沖544番1地先から 熊本市東区新南部6丁目157番4地先まで	を
一般国道3号	熊本市北区下硯川町六反畑458番1地先から 熊本市東区新南部6丁目157番4地先まで	に、
一般国道324号	天草市大浜町1番14地先から 天草市亀場町亀川12番2地先まで	を
一般国道324号	天草市大浜町1番14地先から 天草市亀場町亀川12番2地先まで	に、
一般国道324号	天草市港町10番36地先から 天草市志柿町7013番12地先まで	
一般国道387号	阿蘇郡小国町大字西里2053番453地先から 阿蘇郡小国町大字宮原1814番1地先まで	を
一般国道387号	阿蘇郡小国町大字西里2053番453地先から 阿蘇郡小国町大字宮原1814番1地先まで	に
一般国道387号	菊池市木柑子1769番4地先から 菊池市泗水町吉富3223番8地先まで	

改め、同表一般県道稲佐津留玉名線の項の次に次のように加える。

一般県道 本渡港線	天草市港町10番36地先から 天草市栄町23番1地先まで
別表第1の3市道テクノ1号線の項の次に次のように加える。	
市道 杉方保田線	山鹿市方保田3496番 地先から 山鹿市古閑783番3地先まで
市道 古閑津袋線	山鹿市久原4230番3地先から 山鹿市久原4230番3地先まで
市道 東部工業団地1号線	山鹿市古閑783番3地先から 山鹿市久原4230番3地先まで
市道 東部工業団地2号線	山鹿市久原4455番11地先から 山鹿市久原4455番11地先まで
市道 高校信田線	山鹿市古閑895番1地先から 山鹿市久原4230番3地先まで
別表第1の3市道川辺テクノパーク線の項の次に次のように加える。	
市道 富の原西線	菊池市泗水町吉富3223番8地先から 菊池市泗水町吉富3293番11地先まで
市道 上原線	菊池市泗水町吉富3215番9地先から 菊池市泗水町吉富3215番2地先まで
別表第1の3町道本田技研南通線の項の次に次のように加える。	
町道 杉水大津線	菊池郡大津町大字平川字小屋1165番6地先から 菊池郡大津町大字平川字水迫1281番1地先まで

附 則
この規則は、令和6年7月1日から施行する。

熊 本 県 警 察 本 部 告 示 第 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和6年（2024年）6月25日

熊 本 県 警 察 本 部 長 宮 内 彰 久

- 1 競争入札に付する事項
微細資料高感度分析システムの保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年（2024年）7月2日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
(6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各

号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第44号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)6月25日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
微細資料高感度分析システムの保守を含む賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
微細資料高感度分析システム 一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所化学第二係(熊本県庁警察棟6階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借り入れ物品の規格、品質等
微細資料高感度分析システムの保守を含む賃貸借に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和14年(2032年)2月29日(日)まで
- (7) 借入期間
令和7年(2025年)3月1日(土)から令和14年(2032年)2月29日(日)まで
- (8) 納入期限
令和7年(2025年)2月28日(金)まで
- (9) 納入場所
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、84月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。
また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)7月2日(火)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

- 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 仕様書の内容を満たしていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(3)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 役員等一覧
- ウ 仕様書の3(3)に掲げる提出書類一式（様式は任意とする。）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより、提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ又はウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ又はウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ又はウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和6年（2024年）7月11日（木）午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）7月11日（木）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）8月6日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)8月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)8月6日(火)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)8月5日(月)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本

県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(84月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所化学第二係

電話番号 096-381-0110(内線4743)

ファックス番号 096-381-7373

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Lease contract for high sensitive trace materials analysis system

(2) Date and Place for tender

Date: August 6, 2024, 10:00 AM

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Forensic Science Laboratory

Kumamoto Prefectural Police Headquarters

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(4743)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen